



2024年10月28日

各位

会社名 株式会社モダリス
 代表者名 代表取締役 CEO 森田 晴彦
 (コード: 4883、東証グロース)
 問合せ先 執行役員 中島 陽介
 (TEL. 03-6231-0456)

第三者割当により発行された第14回新株予約権(行使価額修正条項付)の
 大量行使に関するお知らせ

当社が2024年8月23日に発行した、EVO FUNDを割当先とする第14回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の2024年10月9日から2024年10月28日までの期間における大量行使について、以下のとおりお知らせいたします。

1. 銘柄名	株式会社モダリス第14回新株予約権
2. 前回開示後からの交付株式数	4,761,000株
3. 前回開示後から行使された新株予約権の数及び新株予約権の発行総数に対する行使比率	47,610個 (発行総数175,000個に対する割合: 27.2%)
4. 前回開示時点における未行使新株予約権数	63,610個(6,361,000株)
5. 現時点における未行使新株予約権数	16,000個(1,600,000株)

※発行総数に対する割合は、小数点第2位を四捨五入しております。

6. 前回開示からの行使状況

行使日	交付株式数		行使価額 (円)	行使された新株予約権の個数(個)
	新株(株)	移転自己株式(株)		
10月9日(水)	461,000	—	104.5	4,610
10月10日(木)	—	—	103.6	—
10月11日(金)	—	—	96.2	—
10月15日(火)	—	—	94.3	—
10月16日(水)	—	—	95.2	—
10月17日(木)	—	—	94.3	—
10月18日(金)	—	—	95.2	—
10月21日(月)	—	—	91.5	—
10月22日(火)	—	—	92.5	—
10月23日(水)	—	—	87.8	—
10月24日(木)	—	—	86.0	—
10月25日(金)	—	—	90.6	—
10月28日(月)	4,300,000	—	109.1	43,000

※ 前回開示時点における発行済株式数: 62,705,162株〔うち自己株式数: 63株〕

7. 転換・行使制限に関する状況（上場規程第 434 条に基づく転換・行使制限の遵守状況）

① すべての回数を合算した交付株式数	② 発行の払込日時点における上場株式数	③ 転換・行使制限に係る転換・行使比率（①/②）
11, 150, 252 株	44, 823, 757 株	24. 9%

※①の株式数は月初からの第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債転換による 2, 348, 252 株と本新株予約権行使による 8, 802, 000 株を合算したものです。また、転換・行使制限に係る転換・行使比率は、小数点第 2 位を四捨五入しております。

8. 行使制限の超過について

当社は、EVO FUND との間で、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定めに基づき、原則として、単一歴月中に割当先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、払込日時点である 2024 年 8 月 23 日における上場株式数の 10% を超える場合には、当社は当該 10% を超える部分に係る本新株予約権の行使を行わせない旨の買取契約を締結しております。

当該制約に対し、当社は、有価証券上場規程施行規則第 436 条第 5 項第 4 号に基づき、新株予約権の行使価額が発行決議日（2024 年 8 月 7 日）の終値である 100 円以上の場合、上記の制限を超えて行使できる旨、同契約において定めております。

これらの規定に基づき、上記のとおり、行使制限を超えて新株予約権の行使がなされたものです。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2024 年 8 月 7 日付当社プレスリリース「第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還並びに第 12 回新株予約権の取得及び消却並びに第三者割当による第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）、第 14 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第 15 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

以 上